

# 米沢市立第七中学校 学校いじめ防止基本方針

令和4年4月1日

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた子供の尊厳を奪う行為であり、その心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与えるものであり、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。子供は、かけがえのない存在である。いじめ防止等の対策は、全ての子供が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが無くなることを目的として行わなければならない。

また、全ての子供がいじめを行わず、大人がいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、人権侵害にあたる問題であることについて、子供と大人が十分に理解できるようにすることを目的としなければならない。

「米沢市立第七中学校 学校いじめ防止基本方針」（以下「学校いじめ防止基本方針」）は、「いじめ防止対策推進法（平成25年10月11日策定、平成29年3月14日改訂、以下「法」）に基づき、本校の生徒の人権や尊厳を保持するため、学校、家庭、地域住民、その他関係者が連携を図りながら、より実効的にいじめの未然防止、早期発見、適切な対応などの取組を定めるものである。

## 2 いじめ問題に対する基本的な考え方

### (1) いじめの認識

いじめについて、全職員で次のような共通認識を持ち、防止対策などに取り組む。

- ①いじめは卑怯な行為であり、人間として許されない行為である。
- ②どの生徒にも、どの学級にも起こり得る。どの生徒も、被害者にも加害者にも成り得る。
- ③大人の気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④様々な様態がある。

<いじめの様態>

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品を要求される。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

- ⑤いじめられる側に問題があるという見方は間違っている。
- ⑥担任等一人で抱え込まず、学校の組織的問題として捉える。

### (2) いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

<定義の補足>

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的に行うことな

- く、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- けんかやふざけ合いによるものであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。
  - いじめには多様な様態があることから、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないようにする。
  - 好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合であっても、法が定めるいじめに該当することがある。

### (3) 関係者の責務と役割

#### ① 学校及び教職員の責務

- 学校いじめ防止基本方針を策定し、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に組織的に取り組む。
- いじめを受けた生徒を徹底して守り通すとともに、早期解消のため、組織的に適切かつ迅速に対処する。
- 学校いじめ防止基本方針について、生徒、保護者、地域等に積極的に公開する。
- いじめ防止等の対策のための組織を置く。

#### ② 保護者の責務

- 子の教育について第一義的責任を有し、子に規範意識を養うよう努める。
- 子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。
- 子がいじめの加害者となったときは、いじめ行為を行わないよう指導する。
- 学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

#### ③ 地域社会の責務

- 地域ぐるみで生徒を見守り、健やかに成長できる環境づくりに努める。
- いじめを発見した場合には、学校、関係機関等に速やかに通報するよう努める。
- 学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

### (4) いじめ防止等対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を置く。

#### ① 役割

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の具体的な計画の作成、実行、検証、見直し等
  - ・いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会の設定
  - ・学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感ずることができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自尊感情が高められるようにする。
  - ・いじめ相談・通報の窓口
  - ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
  - ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的対応

#### ② 構成

- 校内職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、養護教諭（必要に応じて、学年主任、担任、教育相談員）
- 校外関係者：PTA代表、学校評議員代表、学校医、市子ども課、児童相談所、地区民生委員、米沢警察署生活安全課少年補導専門官

## (5) 関係機関との連携

### ① 市教育委員会、置賜教育事務所との連携

いじめ防止等に関する活動及び解決が困難な事案や重大事態発生時の調査支援のために必要な場合は、市教育委員会や置賜教育事務所「いじめ解決支援チーム」と連携する。

### ② 警察、児童相談所、医療機関、法務局米沢支局等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察と連携して対応する。また、学校警察連絡制度を活用し、平素から情報共有体制を構築しておく。

いじめを行う生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることができない場合には、米沢警察署、児童相談所、医療機関、法務局米沢支局等との適切な連携を行う。また、教育相談の実施にあたり必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図ったり、法務局等の学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知したりするなど、関係機関と連携する。

### ② 市関係課、関係団体との連携

福祉や人権に係る市関係課、関係団体等との連携により、適切な指導支援を行う。また、主任児童委員、民生児童委員及び人権擁護委員、地区関係団体等との連携により、地域における見守りや教育力が発揮できるようにする。

### ③ 学校相互間の連携協力体制の整備

いじめに関わった生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた生徒又は保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、平素からの情報共有体制を構築しておく。

## 3 いじめ防止等のための対策

### (1) 未然防止の取組

教育活動全般に生徒指導の機能を生かし、自尊感情を育む集団づくりを推進し、生徒の安心・安全を確保する。そのために、以下の取組を行う。

- ①授業において、「わかる」「できる」「楽しい」を実感できる生徒主体の授業づくりを推進し、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないようにする。また、「七中スタンダード」による学習規律の確立、授業における生徒指導を確実にを行い、安心して学習できる環境づくり・集団づくりを行う。
- ②学年・学級経営において、居場所と出番を意識した諸活動の仕組みと振り返りを大切にし、個々の生徒の自己有用感を高められるようにする。
- ③特別の教科道徳の時間において、生命の尊重、自他の尊重、人権を守る態度等の心を育み、望ましい人間関係を実現しようとする道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を向上させる指導を充実する。
- ④生徒会活動や学校行事において、生徒主体の活動づくりを推進し、達成感と自己有用感を実感できるようにする。また、縦割活動を取り入れ、思いやりの心の育成や人間関係調整力を高める。
- ⑤情報モラル教育を推進する。(詳細は「4 インターネット上のいじめへの対応」)
- ⑥配慮が必要な生徒に対する指導・支援(詳細は「5 教育的諸課題から配慮すべき生徒の対応」)
- ⑦学校いじめ防止基本方針のPTA総会での説明やホームページでの掲載を通して、保護者・地域等が学校いじめ防止基本方針について理解し、いじめ問題の重要性やそれぞれの責務を認識し、連携をとり、生徒を見守り、かかわるようにする。

## (2) 早期発見の取組

日頃から生徒及び保護者との信頼関係の構築に努め、全職員が全生徒の担任という意識を持ち、以下の取組により早期発見に努める。

- ① 日常の観察及び会話を大切にし、職員間で気付きを声に出し、情報交換、共有できる組織づくりを行い、いじめを積極的に認知する。
- ② 定期的なアンケート調査を実施し、生徒の声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定し、積極的にいじめを認知する。
  - ・ 6月、11月のいじめアンケート（生徒、保護者）
  - ・ 6月、11月の教育相談アンケート
  - ・ アセスによる生徒理解、集団理解
- ③ 日頃から報告・連絡・相談・確認を徹底し、一人で抱え込むことのないように早い段階から複数で関わるようにする。また、いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをしたり軽視したり、見逃したりすることがないようにする。
- ④ PTA、コミュニティーセンター、青少年健全育成に係る諸団体等との連携により、いじめの早期発見ができるようにする。また、地域人材の学校教育活動への参画を図る。
- ⑤ 生徒、保護者に、学校のいじめの相談・通報の窓口（学校外の窓口を含む）を周知し、いつでも相談できる体制があること、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを啓発していく。

## 4 いじめ発生時の対応

校長のリーダーシップの下、組織的に適切かつ迅速に対応にあたる。

### (1) いじめが確認された場合の対応方針

- ① いじめの情報、気になる情報を把握した後の初期対応
  - ・ 決して一人では判断せず、管理職、生徒指導主事、学年主任への報告をする。
  - ・ 初期対応方針を決定する。
  - ・ 事実の有無や内容の真偽について当該生徒、関係生徒への確認を行う。
- ② いじめ防止対策委員会を開催
  - ・ 事案に応じて柔軟に構成員を加えてチームを編成する。
  - ・ 具体的な対応方針と役割分担の決定（事実の究明後、具体的な対応方法を決定）
  - ・ その日のうちに、家庭訪問をし、保護者に事実を伝え、学校全体で対処することを伝える。（「様子を見守る」では終わさない。いじめを受けた生徒に対して「あなたが悪いのではない」こと、「守る」ことを伝える。いじめを受けた生徒・保護者の不安を払拭する。）
- ③ 事実の究明
  - ・ いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒、周囲の生徒からの事情聴取等を行う。
- ④ いじめ関係者への指導
  - いじめを受けた生徒への対応
    - ・ いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（友人、教職員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
    - ・ 安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを行った生徒を別室において指導するなど、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
    - ・ 状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等の外部専門家の協力を得る。
  - いじめを行った生徒への対応
    - ・ 教育的な配慮の下毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、当該生徒が抱える問題やいじめの背景にも目を向け、社会性の向上等、人格の形成に主眼を置いた指導を行う。

- ・必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等の外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ再発を防止する。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に当該生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめにはさまざまな要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分にし、いじめを行った生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、必要な場合には出席停止措置を適切に行う。
- 傍観したり周囲にいたりした生徒への対応、所属する手段へのはたらきかけ
  - ・自分の問題として捉えさせ、たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることが必要であることを理解させる。また、はやしたてるなど同調した生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
  - ・所属する集団で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。
- ⑤ 保護者との連携
  - ・いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒の指導支援方針を保護者と共有し、連携した取組を行う。
- ⑥ 全職員への情報提供、共通理解
  - ・事実関係、対応方針、具体的な対応方法等を全職員で共有し、組織的で適切かつ迅速な取組を行えるようにする。
- ⑦ 米沢市教育委員会（報告、指導・助言を仰ぐ）、関係諸機関との密接な連携
- ⑧ 保護者、地域への情報提供
  - ・全保護者、地域への情報提供の必要性について、PTA会長等と検討し、状況に応じて情報を提供する。
- ⑨ 教育活動の点検と見直し
  - ・事案の背景や原因を究明し、必要に応じて教育活動の改善を行う。いじめ問題対応の振り返りを行い、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の改訂を行う。

## (2) いじめの解消まで

- ① 再発防止に向けて
  - ・全職員による日常的な観察と情報共有、報告・連絡・相談を徹底する。
  - ・いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒、保護者との定期的な情報交換を行う。
- ② いじめ解消の判断（少なくとも、次の2つの要件を満たした場合）
  - ・いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が少なくとも3か月以上止んでいること
  - ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと（いじめを受けた本人及びその保護者に面談等で確認）

## 4 インターネット上のいじめへの対応

### (1) インターネット上のいじめの認識

インターネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

<特徴>

- 不特定多数の者から絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、生

徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。

- インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として扱われやすい。また、インターネット上の一度流出した個人情報は、回収することが困難になるとともに不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、実態を把握することが難しい。

## (2) インターネット上のいじめに対する対応

- ① 情報モラル教育の徹底と教員の指導力の向上
  - ・学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、発達段階に応じて情報モラル教育を行う。
  - ・学校全体での取組とし、指導に当たってはそれぞれの教員が、インターネット等に関する知識やインターネット上のいじめの実態を理解し、生徒への情報モラルに関する指導力向上を図る。
  - ・今後、新たな態様が発生することも考えられるため、常に最新の動向の把握に努める。
- ② 家庭・地域、PTAとの連携
  - ・保護者等に対して生徒のインターネット利用の実態、それに伴う危険性を周知するとともに、校内における情報モラルに関する指導状況等について情報を提供し、意識を啓発する。
  - ・各家庭において、日頃からインターネット等の利用について話題にし、ルールづくりやフィルタリング等について話し合うように啓発する。
- ③ 相談窓口等の周知
  - ・生徒・保護者が悩みを抱え込まないように、教育委員会や各種機関における相談窓口や、県教育センター、置賜教育事務所の相談ダイヤル、法務局によるインターネット上の人権侵害情報に関する相談受付など、関係機関の取組についても周知を図る。
- ④ インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等
  - ・被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局の協力を得る。

## 5 教育的諸課題から配慮すべき生徒の対応

### (1) 発達障がいを含む障がいのある生徒

発達障がいを含む、障がいのある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

特に、障がいの特性から自分がいじめられていると認識できない生徒もいることから、いじめの定義にとらわれず適切な指導が必要になる場合がある。また、発達障がいの生徒が、相手の迷惑になることがわからなかったり、興味を引くために極端な行為を行ったりすることから、加害者になる可能性があることを忘れてはならない。

指導の際の教職員の何気ない言動が、当該生徒にとって予想以上に強いストレスを感じる言動として受け取られる場合もある。その生徒の障がいを理解し、適切な対応を学び、指導のあり方について、教職員全体で共通理解を深める場を設定する。

## (2) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒

海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われないことがないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

当該生徒に対する支援を行うにあたっては、教師を初めとする大人が当該生徒を理解し尊重することが大切である。さらに、当該生徒の課題を集団全体の課題として共有させることにより、周囲の生徒が当該生徒に対する興味関心を持つ姿勢につなげ、集団として多くのことを学ぶきっかけとする。

## (3) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

常日頃から生徒理解の視点を大切にし、様々な資料等（例 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）（文部科学省）」など）から正しい知識を習得したり、積極的に研修会等で情報収集したりすることにより、教師自ら正しい理解ができるようにする。

## (4) 被災生徒

東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生（「被災生徒」という。）については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

本校においては、震災当時から多くの被災生徒がおり、適切な支援を行うように努めてきた。年月の経過とともに、被災生徒は減少しているが、それぞれの課題や状況を踏まえ、被災生徒に寄り添いながら支援を行うことが必要である。また、放射線や原発に対する正しい知識を生徒や保護者に対して伝えることにより、正しい理解を促していく。

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態に該当する状況

①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

②いじめより、当該生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」については年間30日を目安とする。ただし、30日に達していない場合でも、いじめに関係することが考えられ、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は市教育委員会または学校の判断により迅速に対応する。

<生命、心身又は財産に重大な被害に該当すると考えられるケース>

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| ○生徒が自殺を企図した場合       | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合    | ○精神性の疾患を発症した場合  |
| ○いじめにより転学を余儀なくされた場合 |                 |

③生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

※生徒または保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性が高いことから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできないことに留意する。

④上記①~③以外の事案について、学校が重大事態として対処する必要があると判断したもの

## (2) 学校における対処

- ①校長は重大事態が発生した際は、直ちに市教育委員会を通じて市長に報告する。また、当該事態が、生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる時には直ちに米沢警察署に通報する。
- ②市教育委員会又は学校は、重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。この調査を行う主体や調査組織については、市教育委員会において判断する。
- ③市教育委員会または学校は、上記②の調査を行うにあたっては、第三者の参画を得て、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- ④市教育委員会又は学校は、当該生徒及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切に提供する。

## 7 点検・評価と不断の見直し

学校評価において、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、いじめへの対処方針や指導計画が明確になっているか、情報が共有され組織的に迅速に対応する体制が整備されているかなどの観点から評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。